

大阪市告示第1330号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年9月30日

大阪市長 横山英幸

| 施設名                         | 年 月 日                         | 供 用 時 間                   |
|-----------------------------|-------------------------------|---------------------------|
| 大阪市立<br>浪速スポーツセンター<br>第1体育場 | 令和7年10月1日（水）から<br>同月5日（日）まで   | 午前9時から<br>翌日午前1時30分<br>まで |
|                             | 令和7年10月7日（火）から<br>同月13日（月）まで  |                           |
|                             | 令和7年10月15日（水）から<br>同月19日（日）まで |                           |
|                             | 令和7年10月21日（火）から<br>同月26日（日）まで |                           |
|                             | 令和7年10月28日（火）から<br>同月31日（金）まで |                           |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）